

山口県報

平成25年
8月23日
(金曜日)

目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....二

救急診療所の認定(地域医療推進室).....三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定(二件)(長寿社会課).....三

道路の区域の変更(道路整備課).....四

道路の供用の開始(道路整備課).....四

土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(五件)(砂防課).....四

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....八

公告

平成二十五年山口県補正予算の要領の公表(財政課).....九

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....〇

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....〇

一般競争入札の実施(環境政策課).....一

被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害(厚政課).....二

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....二

山口都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課).....三

公安委公告

契約の締結.....三

雑報

県報の正誤(平成二十五年六月七日山口県告示第二百三十四号).....四

山口県告示第三百三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医	療 称	所 在 地	機 関	廃 止 年 月 日
小羽山薬局		宇部市南小羽山町二丁目一九番一五号		平成二五、六、三〇

山口県告示第三百三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医	療 称	所 在 地	機 関	指 定 年 月 日
小羽山薬局		宇部市南小羽山町二丁目一九番一五号		平成二五、七、一
みわ薬局		岩国市美和町佐坂三七一の四		五、
タケシタ調剤薬局小野田病院前店		山陽小野田市大字東高泊一六一四の三		八、
オリーブ薬局平生店		熊毛郡平生町大字平生町五六九の		八、

山口県告示第三百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人 同朋福祉会 美祢市於福町上四〇一七の	めぐみの園へ ルパースター シヨン	訪問介護	平成二四、三、三一

居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名称 所在地	廃止年月日
医療法人博愛会 宇部市上町二丁目四番一〇号	寿光園在宅介護 支援センター	平成二一、六、三〇

介護予防事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名称 所在地	事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人 同朋福祉会 美祢市於福町上四〇一七の	めぐみの園へ ルパースター シヨン	介護予防 訪問介護	平成二四、三、三一

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 山口県社会福祉事業団 山口市大手町九番六号	訪問介護 ステーション 海園	訪問介護	平成二五、七、一

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四條の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年八月二十三日

山口県告示第百三十四号

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 山口県社会福祉事業団 山口市大手町九番六号	訪問介護 ステーション 海園	訪問介護	平成二五、七、一

有限会社グロウズ 光市室積中央町二三番四号	室積薬局	光市室積大町二二番一六号	居宅療養管理指導	八、
--------------------------	------	--------------	----------	----

株式会社安德苑 宇部市東琴芝一丁目八番一〇号	リハビリデイサービス gomi宇部店	宇部市大字西岐波四七五九の	通所介護	七、
---------------------------	-----------------------	---------------	------	----

社会福祉法人 光栄会 大字東岐波二二三	日の山園丸尾 原デイサービスセンター	大字東岐波四六六八の三	通所介護	七、
------------------------	-----------------------	-------------	------	----

社会福祉法人 山口県社会福祉事業団 山口市大手町九番六号	ケアタウン日 の山デイサービスセンター	山口市阿知須二五八〇の一	通所介護	六、
---------------------------------	------------------------	--------------	------	----

社会福祉法人 山口県社会福祉事業団 山口市大手町九番六号	デイサービス センター 海園	岩国市愛宕町一丁目五番一	通所介護	七、
---------------------------------	-------------------	--------------	------	----

合同会社やまびこ 光市大字三輪七八〇の二	やまびこ デイサービスセンター	熊毛郡田布施町下布施九六三の一	通所介護	六、
-------------------------	--------------------	-----------------	------	----

川上 俊文 萩市大字椿東二八六三の七	かわかみ 整形クリニック	萩市大字椿東二八六三の七	通所介護	六、
-----------------------	-----------------	--------------	------	----

医療法人社団 村重医院 山陽小野田市須恵一丁目一〇番一〇号	デイサービス ひなたぼっこ	山陽小野田市大字小野田三八七の一	通所介護	七、
----------------------------------	------------------	------------------	------	----

山口県告示第百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四條の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年八月二十三日

居宅介護支援事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人博愛会 宇部市上町一丁目四番一〇号	寿光園指定居宅 介護支援事業所	宇部市大字妻崎開作四七〇の三	平成二五、七、一
医療法人松風会 防府市国衙四丁目六番二〇号	松本クリニクス 居宅介護支援事業所	防府市国衙四丁目六番二〇号	平成二三、八、

山口県告示第三百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社グロウス	光市室積中央町二二三番四号	室積薬局	光市室積大町二二番一六号	介護予防 居室 療養管理指導	平成二五、八、
株式会社安徳苑	宇部市東琴芝一丁目八番一―一六号	リハビリデイサービス gomina 店	宇部市大字西岐波四七五九の一	介護予防 通所	七、
社会福祉法人光栄会	岐波二二三―大字東	日の山園丸尾原デイサービスセンター	岐波四六八―大字東	介護予防 通所	六、
社会福祉法人山口県社会福祉事業団	山口市大手町九番六号	ケアタウン日ビスセンター	山口市阿知須二五八〇の一	介護予防 通所	六、
合同会社やまびこ	光市大字三輪七八〇の二	やまびこデイサービスセンター	熊毛郡田布施町下田布施九六三の一	介護予防 通所	六、
川上 俊文	萩市大字椿東二八六三の七	かわかみ整形リハビリテーションクリニック	萩市大字椿東二八六三の七	介護予防 通所	六、
有限会社オービット・生きいき	防府市国衛五丁目九番一七号	コミュニティプレイス生きいき	防府市国衛五丁目九番一七号	介護予防 短期 生活介護	平成二四、五、

山口県告示第三百三十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十一年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人岸整形外科	周南市福川中市町一番二二号	平成二八、八、一〇

山口県告示第三百三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社グロウス	光市室積中央町二二三番四号	室積薬局	光市室積大町二二番一六号	居宅療養管理指導	平成二五、八、一

山口県告示第三百三十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

介護予防事業者
氏名又は名称
住所又は主たる事務所の所在地
名 称
介護予防事業所
所在地
事業の種類
指定年月日

有限会社グロウズ
光市室積中央
町三三番四号
室積薬局
光市室積大町
二二番一六号
介護予防
防居宅
療養管
理指導
平成二五、
八、
一

山口県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十五年八月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道
路線名 新南陽津和野線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
周南市大字下上字土井八九一地先から 同市 同大字字上土井一五〇〇の一 二地先まで	最狭 二一七・七〇	最狭 二五・七五		三四七・二	起点の変更及び 道路改良工事の 完了による。
	最狭 二五・七〇			三四八・八	

山口県告示第三百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十五年八月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
新南陽津和野線	周南市大字下上字土井八九一地先から 同市 同大字字上土井一五〇〇の一 二地先まで	平成二十五年八月 二十四日

山口県告示第三百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域（岩国地域）に係る基礎調査（第二工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（共同企業体に係るものに限る。以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 土砂災害特別警戒区域（岩国地域）に係る基礎調査（第二工区）
- (一) 履行場所 岩国市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査	一六二件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる共同企業体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 競争入札参加資格が公共測量のA等級であること。
- 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十五年八月二十二日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 3 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所
山口県岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間
平成二十五年八月二十三日から同年九月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十五年九月十七日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所(電話〇八二七―二九一―五四〇)にすること。

山口県告示第百四十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域(柳井地域)に係る基礎調査(第四工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(共同企業体に係るものに限る。以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札

参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 土砂災害特別警戒区域(柳井地域)に係る基礎調査(第四工区)

- (一) 履行場所 柳井市内
(二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成二十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	二七三件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる共同企業体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第百九十四号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。))が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 競争入札参加資格が公共測量のA等級であること。
- 3 出資比率が三パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十五年八月二十二日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

- (一) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (二) 申請書等の提出場所
山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号
- (三) 申請書等の提出期間及び時間
平成二十五年八月二十三日から同年九月六日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十五年九月十七日までに発送する。
- (五) その他
この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一三九六)にすること。

山口県告示第三百四十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域(下関地域)に係る基礎調査(第二工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(共同企業体に係るものに限る。以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 土砂災害特別警戒区域(下関地域)に係る基礎調査(第二工区)
 - (一) 履行場所 下関市内
 - (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	二四〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる共同企業体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)(が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 競争入札参加資格が公共測量のA等級であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二(二)に規定する審査で平成二十五年八月二十二日までに山口県知事が行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十五年八月二十三日から同年九月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十五年九月十七日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所（電話〇八三―二二二―七二〇一）とする。

山口県告示第三百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域（長門地域）に係る基礎調査（第二工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（共同企業体に係るものに限る。以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 土砂災害特別警戒区域（長門地域）に係る基礎調査（第二工区）

- (一) 履行場所 長門市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	調査対象件数
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査	二二二件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる共同企業体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれも次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 競争入札参加資格が公共測量のA等級であること。
- 3 出資比率が三十三パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十五年八月二十二日まで山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コ

ンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所
山口県長門土木建築事務所 長門市東深川一八七五番地の一
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成二十五年八月二十三日から同年九月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十五年九月十七日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県長門土木建築事務所（電話〇八三―二二二―二九二〇）にすること。

山口県告示第三百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域（萩地域）に係る基礎調査（第二工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（共同企業体に係るものに限る。以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 土砂災害特別警戒区域（萩地域）に係る基礎調査（第二工区）
- (一) 履行場所 阿武町内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査	一〇八件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる共同企業体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 競争入札参加資格が公共測量のA等級であること。
- 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十五年八月二十二日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県萩土木建築事務所 萩市大字江向五三一番地の一

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十五年八月二十三日から同年九月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十五年九月十七日までに発送する。

- 四 その他

この審査についての問合せは、山口県萩土木建築事務所（電話〇八三八―二一〇〇四三）にすること。

山口県告示第三百四十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 区域の名称

都町地区

- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字	名 字	地 番	標 柱 番 号
下松市	西 豊 井 熊	〃 〃 〃 〃	三六六の二 三六六の一 三六八の二 三六八の一 三六七の一	一号 二号 三号 四号 五号

〃	〃	〃	三六六六一	六四
---	---	---	-------	----



(二一九三) 平成二十五年山口県一般会計補正予算の概算の公表

平成二十五年八月三十日県議会議決を以て、平成二十五年越前市一般会計補正予算の概算を公表する。

平成二十五年八月三十日

山口県民 山口県知事

平成25年度山口県一般会計補正予算 (第2号)

平成25年度山口県の一般会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11,367,075千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ703,755,298千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
9 国庫支出金		6,167,049	82,145,454	88,312,503
	1 国庫負担金	4,801,333	32,322,951	37,124,284
	2 国庫補助金	1,365,716	47,002,853	48,368,569
12 繰入金		40,000	38,011,866	38,051,866
	2 基金繰入金	40,000	29,936,660	29,976,660
13 繰越金		1,730,926	0	1,730,926
	1 繰越金	1,730,926	0	1,730,926

15 県債 1 県債 3,429,100 103,790,000 107,219,100

歳入 合計 3,429,100 103,790,000 107,219,100

歳出 合計 11,367,075 692,388,223 703,755,298

3 民生費 1 社会福祉費 225,000 72,706,144 72,931,144

4 児童福祉費 21,075 14,041,195 14,062,270

8 災害救助費 235,000 2,609 237,609

6 農林水産業費 4 林業費 476,000 38,069,333 38,545,333

4 林業費 476,000 9,874,997 10,350,997

8 土木費 2 道路橋りょう費 700,000 79,848,797 80,548,797

2 道路橋りょう費 309,000 32,608,336 32,917,336

11 災害復旧費 3 河川海岸費 391,000 18,581,568 18,972,568

1 農林水産施設災害復旧費 9,710,000 5,230,226 14,940,226

2 土木施設災害復旧費 1,102,000 1,296,275 2,398,275

4 学校施設等災害復旧費 8,538,000 3,773,951 12,311,951

合計 70,000 160,000 230,000

合計 11,367,075 692,388,223 703,755,298

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事	項	期間	限度	額
/ 母子寡婦福祉資金に 対する利子補給		平成25年度から	(1) 平成25年度の利子補給の対象とする融資の総額は、100,000千円とする。	107,219,100
		平成30年度まで	(2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする。	
2 災害援護資金に係る 市町に対する利子補給 補助金		平成25年度から	(1) 平成25年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、100,000千円とする。	703,755,298
		平成30年度まで	(2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年九月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人キョアポルト

代表者の氏名 齋木 良彦
主たる事務所の所在地 長門市三隅中三〇一番地の四

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人ピアサポートセンター 香生の里

代表者の氏名 柴田千恵子
主たる事務所の所在地 萩市大字榎五九八番地の一

(二九六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

ダスト・ヨウ素モニタ 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十六年三月二十八日

(四) 納入場所

熊毛郡上関町大字八島二八〇番地 旧八島小学校グラウンド八島測定局

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十三号)に基づき資格審査において、計測機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十月四日までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市朝田五三五番地 山口県環境保健センター総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県環境保健センター総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県環境保健センター総務課

(三) 受領期限

平成二十五年十月三日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年十月四日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市朝田五三五番地 山口県環境保健センター

(二) 日時

平成二十五年十月四日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県環境保健センター 所長 調 恒明

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県環境保健センター(電話〇八三―九二四―三三六七〇)に

問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment

(2) Nature and quantity of the product to be purchased: A set of Continuous Monitoring Instruments for Radioactive Airborne Dust and Gaseous Iodine

(3) Delivery period: March 28, 2014

(4) Delivery place: Yashima Monitoring Station in the playground of former Yashima elementary school site 280 Yashima, Kamimoseki-cho, Kunage-gun

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment 535 Asada, Yamaguchi-shi

(Tel. 083-924-3670)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., October 3, 2013

(In case of bringing a tender: 10:00 A.M., October 4, 2013)

(二九七) 被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害

平成二十五年七月二十八日の大雨により発生した次の区域に係る災害は、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第二条第二号の政令で定める自然災害に該当します。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口市の区域のうち平成二十二年一月十六日に行われた市町村の合併前の旧阿武郡阿東町の区域

(二九八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年三月二十六日山口県公告(八五)に係る大規模小売店舗について次のとおり美祿市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年八月二十三日から同年九月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祿市建設経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラッグコスモス美祿店

所在地 美祢市大嶺町東分二二六七の一
二 意見の概要
交通に係る事項について配慮を求める。

(二九九) 山口都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、山口都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る山口都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画道路一・四・三 山口宇部線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
山口市朝田
- 三 変更の内容
区域の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十五年八月二十三日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課
- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画道路一・四・六 山口宇部線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
山口市小郡上郷
- 三 変更の内容
区域の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十五年八月二十三日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画道路三・三・三 三宮野朝田線

二 都市計画を変更する土地の区域
山口市朝田

三 変更の内容
区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十五年八月二十三日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画道路三・四・六 桜島大蔵線

二 都市計画を変更する土地の区域
山口市朝田

三 変更の内容
区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十五年八月二十三日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十五年八月二十三日

山口県知事

山本 繁太郎

一 事務を担当する課の名称及び所在地

ページ	段	行	誤	正
一〇	上	左から 一一一	翌年五月三十一日	翌年七月三十一日
一一	下	一〇	一月一日から七月三十一日	十一月一日から翌年七月三十一日

正 誤
 平成二十五年六月七日山口県告示第二百三十四号（共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等）



- 二 山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 三 落札に係る物品等の名称及び数量
 集合教育用四輪運転シミュレーター 一式
- 四 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 五 落札者を決定した日
 平成二十五年七月三日
- 六 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
 日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目一五番二号
- 七 落札金額
 千三百三十三万八千八百円
- 八 入札公告日
 平成二十五年五月十七日
- 九 その他
- 一〇 契約担当者
 山口県知事 山本繁太郎
- 一一 調達方法
 借入れ
- 一二 落札方式
 最低価格

ページ	段	行	誤	正
八三	上	一〇	いがい漁業 うちむらさき漁業 おおのがい漁業	いがい漁業
八二	下	左から二	設置した標識	設置した標識
八〇	上	左から三	三月一日	四月一日
五〇	下	左から四	名田島開作旧防波堤東角に	山口市名田島開作旧防波堤東角に
四八	上	一一	翌年五月三十一日	翌年六月三十日
四七	下	左から一	山陽小野田市	山陽小野田市（平成十七年三月二十一日における小野田市の区域に限る。）
一九	〃	一二	六月三十日	九月三十日
一五	〃	左から三	八月三十一日	九月三十日
一四	上	一二	八月三十一日	九月三十日

"		"・"		九九	ページ	"○"		"	
さざえ漁業		た・い・ら・ぎ・漁・業	さ・ざ・え・漁・業	上	段	も・が・い・漁・業	み・る・く・い・漁・業	み・る・く・い・漁・業	
"	正	"・"	誤	左から二〜二二	行	"○"	正	"	誤

平成
二十五年
八月
二十三日
印刷
發行

發行
行人所

山口
県知事
庁